

令和8年4月30日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
4番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
5番	澤良一	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

3番	合田宏	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 石 川 恵梨香

議会事務局長補佐 神保悦子

○議事日程（第1号）

令和8年4月30日 午後2時25分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第２ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例の一部を改正する条例について)

議案第 1 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

午後 2 時 25 分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） ご苦労さまです。

12 番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、
3 番 合田 宏議員から弔事のため欠席届が
提出されていますので、報告をします。

ただいまの出席議員数は 10 名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和 8 年度中能登町議会 4 月臨時会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

4 月臨時会議の会議期間は、本日 1 日いたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南 昭榮議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

4 月臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、5 番 澤 良一議員、6 番 古玉いづみ議員を指名いたします。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 日程第 2

承認第 1 号、議案第 1 号、以上の承認 1 件、議案 1 件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（南 昭榮議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和 8 年度中能登町議会 4 月臨時会議の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の臨時会議に提案いたしました議案につきまして説明をいたします。

初めに、承認第 1 号 中能登町税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止及び令和 6 年能登半島地震の被災住宅用地に係る特別措置の延長等に伴う規定の整備に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、町職員が公用車にて丁字路交差点を右折しようとしたところ、対向直進車両と衝突した事故の相手方の損害に対して賠償を行うものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） これより、承認第 1 号、議案第 1 号について一括して質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

承認第1号、議案第1号については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号、議案第1号については、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（南 昭栄議員） これより、承認第1号、議案第1号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭栄議員） 起立全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（南 昭栄議員） 次に、議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭栄議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（南 昭栄議員） 以上で、本臨時会議に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和8年度中能登町議会4月臨時会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 南 昭 榮

署 名 議 員 澤 良 一

署 名 議 員 古 玉 いづみ